

「後期高齢支援システム標準化検討会ベンダ分科会」

第2回議事概要

日 時：令和4年2月10日（木） 13：30～15：50

場 所：オンライン会議（Zoom）

出席者（敬称略）：

（座長）後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

石川 博将 株式会社RKKCS システム本部保険福祉システム部 主任
（日名子 大輔 企画開発本部企画開発部部長の代理出席）

石井 貞行 株式会社TKC ユーザ・インターフェース設計部 チーフ

村上 朋博 株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部
第二開発部 課長

田中 健二 Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部
第1開発課リーダー

玉置 直人 日本電気株式会社 公共システム開発本部
プロジェクトマネージャー

田中 卓 富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部
社会保障ソリューション事業部第一ソリューション部
マネージャー

（オブザーバー）

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【議事次第】

1. 開会
2. 機能・帳票要件（案）の修正点について
3. 帳票レイアウト、帳票詳細要件の確認
4. 今後の依頼事項について

【意見交換（概要）】

（機能・帳票要件（案）の修正点について）

- （機能 ID1. 2. 14.）（機能 ID1. 2. 15.）収納情報の取り込みに関する類似の機能要件だが、違いは何か。
 - ⇒（機能 ID1. 2. 15.）は、滞納情報の取り込みに関する機能要件であり、記載誤りである。修正した資料を再展開させていただく。
 - ⇒滞納情報の取り込みに関しては、国民健康保険システムの標準仕様書における機能帳票要件に準ずる旨の記載となっている。国民健康保険システムの標準仕様書はまだ公開されていない認識だが相違ないか。
 - ⇒ご認識の通り。国民健康保険における分科会での検討状況については、別途厚労省のホームページに掲載される予定であるため、掲載後にご確認頂くこととなる。
 - ⇒後期高齢者医療と国民健康保険は、滞納情報に関して共通のインタフェースを規定する方針である旨理解した。他制度についても合わせるか等今後検討が必要である。
- （機能 ID1. 2. 4.）対象者は住所地特例のみを対象としているのか。それとも、住所地特例者以外も対象とする想定なのか。
 - ⇒実装オプション機能の欄に記載されている機能は、住所地特例者以外の普通徴収者を対象としたものであり、減額更正などにより特徴中止⇒普通徴収になった場合、年金側から特別徴収対象者情報が連携（捕捉）されず、特徴を開始できないことの対策として、81通知を作成する機能を想定している。
 - ⇒条件や設定内容について、年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書には、記載がない認識だが、今後パッケージ機能として実装可能とするのであれば、追記をお願いしたい。
 - ⇒年金保険者システム側に問い合わせを行い、確認してみる。
- （機能 ID1. 2. 2. 等）共通基盤に関する記載があるが、何か意見はあるか。
 - ⇒共通基盤的な観点では業務横断の整理が必要な他、ガバメントクラウドへの実装において、マルチベンダーであることを踏まえて、共通基盤側だけ提供する事業者があり得るか等検討が必要である。
- （機能 ID3. 3. 1.）仮徴収額変更に関する標準オプション機能として、介護保険の仮徴収額変更結果を取り込んだ場合は、その変更後の内容を加味して1/2判定を行う機能

について整理していたが、厚労省から提示されている資料上、仮徴収額変更時は 1/2 判定は行わない旨、明記されているため、これを踏まえ当該機能要件は削除、もしくは実装不可機能として整理とすることを検討している。

⇒現行パッケージはパラメータで実施有無を制御できるようになっているが、標準化後は実装不可という整理にした方が良いと考える。

⇒厚労省提示資料を根拠としているとのことなので、その後その内容について変更の事務連絡が発出されていないかは事務局にて再確認をお願いする。なお、標準仕様書そのものに根拠となる資料については記載したほうがよい。

(帳票レイアウト、帳票詳細要件の確認)

- (帳票 ID3.01.)A4 の保険料額決定通知書について、2つの様式案を作成した。
 - 案1 : A3 様式と比べて出力項目を削減し、一項目当たりの印字サイズを適切に確保
 - 案2 : 出力項目を A3 様式にあわせ配置を変更

また、保険料額に変更がある場合、変更後の保険料額を上(先)に印字する方針とした。この2点についてご意見を頂きたい。

⇒A4 様式について、案1が良いと考える。お示し頂いたレイアウトで、決定通知書、変更通知書、中止通知書の3種類を兼ねるという理解で問題ないか。

⇒ご認識の通り。

⇒変更前後の保険料額の印字順については、どちらでも構わない。

⇒承知した。

- (帳票 ID3.02) 後期高齢者医療暫定保険料額決定通知書について、被保険者名と被保険者番号を印字する場合、被保険者名を先(上)に印字する方針とした。この点についてご意見を頂きたい。
 - ⇒介護保険業務では被保険者番号を先(上)に印字する様式が多い。
 - ⇒住民感情を尊重すると、被保険者名を先(上)に印字することが望ましいが、自治体の事務上は被保険者番号が先に印字されている方が処理しやすいと思われるため、市区町村 WT での意見も踏まえて判断するのがよいと考える。
- (帳票 ID3.03) 後期高齢者医療保険料口座振替開始(変更)のお知らせについて、全期全納の場合の開始月の印字方法はどうなるか。
 - ⇒全期全納の場合の印字案については検討し、案をご提示する。
- (帳票 ID3.04) 後期高齢者医療保険料納付誓約書について、相当年度、賦課年度の記載は介護保険等他業務とは一致させない方針か。

⇒後期高齢業務においては、広域標準システムから出力される通知物が、相当年度、賦課年度の記載となっているため、現状維持とすることを想定している。今後デジタル庁がデータ要件を規定された場合に見直しが発生する可能性はある。

⇒本人以外が支払うことを想定して、「本人との関係」を記載する欄が必要ではないか。

⇒「本人との関係」については、必要に応じて備考欄を活用して頂く想定である。なお、本人以外が支払う場合は、別途委任状等が必要になることが想定されるため、その場合は別紙に記載することになると考える。

- （帳票 ID4.05）後期高齢者医療保険料還付（充当）希望確認表について、業務フロー上には出てきていない認識であるが相違ないか。

⇒標準オプション機能で出力する帳票は、業務の流れ上、存在しなければ内容がわかりにくいケースを除き記載していないため、出てきていないと考えるが念のため確認させていただく。

- データ連携に関する機能要件について、今年度調査事業が進行しており、連携項目を優先して整理がされているところであるため、別途その成果を踏まえて見直していくものだと理解している。また、やり取りのプロトコル整理については進んでおらず、後程整理される見込みである。帳票様式については業務毎に整理の見栄えに差異が出てきており、プレプリント部分については各業務整理が進んでいない状況である。その他、窓あき封筒やカスタマーバーコードの仕様など、業務横断的に統一すべき内容については、別途デジタル庁中心に整理されることを望む。

（今後の依頼事項について）

- 本日もご意見いただいた部分については、2/21を目途に事務局にて修正し、再度展開する。事前に送付した標準仕様書本紙と業務フローについては2/22までに、その他資料についてご意見があれば、2/28までに頂きたい。